

令和元年度 第1回 都留市総合教育会議 議事録

日 時 令和元年10月10日(木) (午後1:25~3:20)

場 所 市役所2階 市長公室

出席者

(市長)

堀内 富久

(教育委員)

教 育 長	上 野 清	職務代理者	白 戸 吉 男
委 員	小 俣 洋	委 員	三 枝 泰 子
委 員	小 俣 和 英	委 員	遠 山 江 理

(説明者)

教 育 次 長	榎 田 仁	学校教育課長	清 水 敬
学校教育課長補佐	平 井 鉄 二	生涯学習課長補佐	程 原 由 和

(事務局)

総 務 部 長	小 宮 敏 明	企 画 課 長	山 口 哲 央
企画課長補佐	亀 田 剛	つる創生推進室長	中 野 一 成
企 画 担 当	三 澤 知 貴	企 画 担 当	鈴 木 弘 樹

会議次第

1 開会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 令和2年度 教育関連予算について

(2) 次期「教育大綱」の策定について

(3) 大幡教員住宅について

(4) 適応指導教室の設置について

(5) 学校給食費の公費負担について

(6) その他

4 その他

(1) 「下谷交流センター」及び「ゆいま〜る都留」のオープンについて

(2) 第4回リニアと翔る都留ロードレース大会について

(3) その他

5 閉会

(午後 1 時 25 分開会)

1. 開会  
○企画課長

それでは、定刻前ではありますが、お揃いになりましたので第 1 回都留市総合教育会議を始めさせていただきます。

進行を務めさせていただきます、企画課長の山口です。よろしくお願いいたします。

お手元にお配りしております、次第により進めさせていただきます。まず、最初に資料の確認をお願いします。資料 1 が令和 2 年度市政運営の基本的な考え方、資料 2 が令和 2 年度教育予算方針、資料 3 が次期「教育大綱」の策定について、資料 4 が都留市教育振興基本計画の策定について、資料 5 が大幡教員住宅について、資料 6 が適応指導教室（都留こすもす教室）閉室に伴う本市の対応（案）、資料 7 が学校給食費改定に伴う公費助成について、資料 8 が「下谷交流センター」及び「ゆいま〜る都留」の概要、資料 9 が第 4 回リニアと翔る都留ロードレース大会について、この他、参考資料としまして「都留市教育振興基本計画」「都留市教育大綱」をお配りさせていただきました。よろしいでしょうか。

それではまず、堀内市長、あいさつをお願いいたします。

2. あいさつ  
○市長

本日は、第 1 回都留市総合教育会議を開催したところ、大変、お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

皆様には、日頃より本市の教育行政の推進に大変なご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日から、小俣和英委員が新しく参加されますが、「都留市教育大綱」の基本理念である「「学び」あふれる つるの人づくり」の実現に向け、今後ともよろしく願い申し上げます。

さて、本日の会議におきましては、「令和 2 年度教育関連予算について」をご審議いただくことになっております。この総合教育会議は、教育行政の大綱や重点的な施策など教育施策の方向性を一致させるために協議・調整を行うための「自由な意見交換の場」でありますので、ぜひ、委員の皆さまの忌憚のないご意見ををお願いいたします。

昨年度の会議以降の本市の教育行政に関する動きといたしまして、都留文科大学のキャンパス拡張事業として、県との基本合意に基づき、市が譲与した都留文科大学前駅周辺地に新しい「南都留合同庁舎」が無事に竣工し、この 8 月に供用を開始しました。

その一方で、県から「旧南都留合同庁舎」の建物を譲り受け、無事に引き渡し完了したところでございます。今後は、市と大

学がキャンパス拡張に向けた改修計画を協議し、来年度以降に工事を進めていく予定となっております。

次に、市の重点施策として取り組んでおります、生涯活躍のまち・つる事業のうち、「単独型居住プロジェクト」では、市が購入した「旧雇用促進住宅下谷宿舎」をサービス付き高齢者向け住宅として改修・運営する「ゆいま～る都留」と、入居者及び地域住民の多世代交流拠点であります、「下谷交流センター」の二つの施設整備が完了し、今日の新聞にも載っていましたが、10月1日に国会議員、県議会議員、内閣府職員の方々を招待し、盛大にオープニング記念式典を開催したところでございます。現在、「ゆいま～る都留」には、全80戸中、70%の56戸の入居申込があり、順次、都留市への移住が進められております。

今後は、都留文科大学に隣接するエリアに居住環境を整備する「複合型居住プロジェクト」を進めていくとともに、教育委員会及び高等教育機関との連携により、生涯学習プログラムの整備などに注力し、全国のトップモデルとして事業推進を図りたいと考えております。

最後になりますが、この総合教育会議を通じて、市長部局と教育委員会が積極的に意思疎通を図る中で、本市の強みである「教育行政」を推進してまいりたいと考えておりますので、委員各位におかれましても、引き続き、より一層のご協力のご支援のほどよろしくお願い申し上げます。あいなさつとさせていただきます。本日はご苦労様です。

○企画課長

ありがとうございました。

続きまして、上野教育長よりごあいさつをお願いいたします。

○教育長

教育委員会を代表いたしまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は市長と教育委員会との、協議・調整の場となる総合教育会議を開催していただき、誠にありがとうございます。

教育委員会では、直面する様々な教育課題の改善に一丸となって日頃より取り組んでいるところですが、この総合教育会議で、市長をはじめ皆様のご示唆をもとに、より一層教育行政の推進に努めてまいりますので、今後ともご支援のほどよろしくお願いをいたします。

さて、令和となり、年号も変わり、新しい時代がスタートしたわけですが、学校教育も新学習指導要領への移行とともに新しい

時代を迎えることとなります。

これを受け、今年度子どもたちの情報教育に関わって市内小中学校に電子黒板を年度末までに合計 61 台設置することとなっています。各小中学校には既に無線 LAN 環境の整備が済んでおりますので、電子黒板やタブレット端末などを使っての学習がさらに進展していくものと期待しているところであります。

また、時間数が増えた小学校の外国語教育への対応として新たに ALT を 2 名増員し、中学校を含め 6 名体制で授業を進めているところであります。さらに、学習環境の整備につきましては、ここ数年来の要望事項でございました市内の小中学校へのエアコンの設置が全ての普通教室を対象に今年度中には、付帯工事も含め整備が完了するところとなっております。

教育条件整備の拡充につきましては、市長をはじめ市長部局のご理解ご支援の賜物と改めて感謝を申し上げます。

本日は、この後令和 2 年度の教育関連予算をはじめ諸課題についてご検討いただくわけですが、今後さらに市長部局とも綿密に連携をとりながら学びあふれるつるのづくりの実現に向けて全力で各事業に取り組んで行く所存でありますので、堀内市長におかれましては引き続きご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

本日はよろしく願います。

○企画課長

ありがとうございました。

ここで、新たに、都留市教育委員として、7 月 1 日から小俣和英委員が就任されておりますので、ご報告させていただきます。

それでは、小俣委員から自己紹介をお願いします。

○小俣（和）委員

ただいま、ご紹介いただきました教育委員になりました小俣と申します。生まれて 60 年間、都留市に住んでおります。現在は、大月の民間の会社に勤務しながら教育委員を務めさせていただいております。当初このお話を頂戴したときに家内と相談する中で少しでも地元のお役にたてればということで受けさせていただきました。

そうは言いましても、私はもとより、私の子どもも中学を卒業して久しく、中々学校・教育に目を向けていなかった関係で今勉強しなければいけない状況にあります。これを機会に一生懸命勉強しているところではありますが、まだ至らぬ点が多々あるかと思っております。皆様方のご指導をいただきながら微力ですが、頑張

っていきたいと思いますので引き続きよろしくお願ひいたします。

○企画課長

ありがとうございました。

また、本日は説明者として都留市教育委員会教育次長及び学校教育課長、学校教育課長補佐及び生涯学習課長補佐が出席しております。よろしくお願ひします。

### 3. 議題

○企画課長

それでは、これから会議に入らせていただきますが、この会議は、「都留市総合教育会議運営要綱」第7条の規定により、原則、公開することになっております。ただし、個人の秘密を保持するため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあるとき、その他、公益上必要があると認めるときは、出席者の3分の2以上の同意をもって、会議の全部または一部を非公開とすることができることになっております。

具体的には、来年度の新規予算事業に関する具体的な補助金の額や対象の選定等、意思決定の前に情報を公開することで公益を害する場合等は非公開案件として例示がされております。

本日の協議の過程において、非公開とすべき内容が含まれた場合には、議事録上は非公開とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○企画課長

それでは、これから議事に入らせていただきます。

会議の議長につきましては、「都留市総合教育会議運営要綱」第4条の規定によりまして、事前に市長が任命いたしました小宮総務部長にお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（総務部長）

総務部長の小宮です。議事進行役を務めさせていただきます。よろしくお願ひします。

まず、「都留市総合教育会議運営要綱」第9条第2項の規定によりまして、本日の議事録の署名委員の指名を行います。

議事録の署名委員は、三枝泰子委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（総務部長）

**【議題（１）「令和２年度教育関連予算について」】**

まず、議題（１）「令和２年度 教育関連予算について」を議題といたします。進め方としましては、まず、事務局より本市の「令和２年度 市政運営の基本的な考え方」について、説明をいたします。その後、教育長より、「令和２年度 教育予算方針」といたしまして、教育長より説明をいただきます。併せて、補足説明があれば、教育委員会事務局にお願いいたします。

説明終了後に協議に入ります。それでは、「令和２年度 市政運営の基本的な考え方」について、まず、事務局から説明をお願いします。

○企画課長

それでは、「令和２年度市政運営の基本的な考え方について」につきまして、説明させていただきます。資料１、２枚閉じの左上閉じのものとなります。こちらをご覧ください。

都留市は、おおよそ１０年単位で、まちづくりの羅針盤として、長期総合計画を策定しております。

現在は、平成２８年度から令和８年度の１１年間で計画期間とした「第６次都留市長期総合計画」を策定し、市政運営を行っており、これまでの持続的かつ健全な行財政経営に向けた取組とあわせ、市民一人ひとりが生涯にわたってきらめくような人生を送ることのできる施策を中心として展開しております。

まず、冒頭部分でお示ししておりますが、本年１月に公表した都留市人口ビジョンによると、本市の人口が今後５０年経過しないうちに約１３、０００人になる推計が出ております。

この問題に対しては、「第６次都留市長期総合計画前期基本計画」に位置付けたリーディング・プロジェクトや「都留市総合戦略」を中心に各種取組を重ねてきたところでございます。

このような中、今年度から「第６次都留市長期総合計画中期基本計画」がスタートし、また、来年度からは「都留市総合戦略（第２版）」が始まることとなります。

人口ビジョンでお示した「第６次都留市長期総合計画」が終了する令和８年度に、人口約３万人を維持するためには取り組むべき課題が山積みしています。

全職員には伝えておりますが、行政の縦割りというセクショナルリズムを打ち破り、横の連携を図る中で着実に計画実行に取り組む姿勢が必要となってきます。職員一同には、「柱とすべき２つの取組」を中心として取り組むよう市長から指示があったところです。２ページをご覧くださいと思います。

まず、第1の柱として、「第6次都留市長期総合計画中期基本計画に基づく取組」ではありますが、前期基本計画に引き続き、各事業ともより一層の具体化に向けて取り組み、前期基本計画で取り組んできた実情を今一度振り返り、今後の事業展開に繋げることをとしています。また、「セーフコミュニティ」「子育て支援策」「つる観光戦略」「生涯活躍のまち・つる」につきましては、重点的に取り組む政策の一つとして位置付け、全庁的に取り組んでいくこととしています。

3ページをご覧ください。

第2の柱として、「行財政状況を踏まえた取組」についてではありますが、「財源確保の実施」として、今後も引き続き、社会保障関係費の増加や公共施設の老朽化などによる財政需要の増大が見込まれる中で、徹底した予算の見直しと戦略的な財政執行が大前提となります。

一方で、今話題となっておりますが、ふるさと納税制度の積極的活用や未利用土地や建物の有効活用する手法として民間ノウハウの活用や民間活力の導入など、財源確保に鋭意努力してまいります。

「持続可能な行政運営の推進」として、策定予定の「都留市行財政改革推進プラン」に基づく計画や、AI、RPAなどの近未来技術等を積極的に推進し、「最少の経費で最大の効果」を上げる手法や組織のあり方を常に意識します。

以上、来年度に向けた市政運営の方向性についてお伝えさせていただきましたが、引き続き、こうした厳しい行財政経営の中でも、全国自治体のトップランナーとして誇れるまちづくりを、チーム都留、職員一丸となって取り組んでまいります。

以上です。

○議長（総務部長）

次に教育長から「令和2年度 教育予算方針」について、説明をお願いします。

○教育長

それでは、「令和2年度 教育予算方針」について、説明いたします。資料2をご覧ください。令和2年度教育予算方針については、「都留市教育振興基本計画」の、基本目標であります、「1. 生きる力を育む学校教育の推進」及び「2. 地域の教育力を高める生涯学習の推進」に基づき策定をいたしました。

初めに「1. 生きる力を育む学校教育の推進」では、9つの事業項目を定めました。

1 ページをご覧ください。

まず、(1)「学校施設の整備」では、引き続き市内小中学校の空調設備の設置について、令和2年度に直ちにということではございませんが、普通教室以外への場所の整備を検討していきます。

次に(2)「小中学校ICT教育環境の整備」では、学校のICT環境の整備及びICTを活用した学習活動の充実を図るため来年度以降はデジタル教科書等を利用できる環境を整備していくことを検討していきます。

次に(3)「学生アシスタント・ティーチャー事業を核とした放課後学習の推進」では、引き続き基礎学力の定着向上を図るため都留文科大学と連携したSAT事業を推進するとともに放課後や長期休暇等を活用した学力向上フォローアップ事業を展開し保護者に金銭的負担をかけずに誰もが参加できる学習機会を提供していきます。

次に(4)「市担教員、教員補助員の配置によるきめ細やかな学習指導の推進」では、県の育みプランによる少人数学級制と合わせ市単教員を配置する中で、チームティーチングや習熟度指導、補修等のきめ細やかな学習支援を推進します。また、特別支援学級と通級指導教室の計画的な設置を行うとともに支援を必要とする児童・生徒のため教員補助員を配置する等、インクルーシブ教育システムの構築を図っていきます。

次に(5)「英語特区及び外国語指導者招致事業の推進」では、平成27年度にスタートした都留文科大学附属小学校における教育課程特例校事業（英語特区）における各学年の英語カリキュラム及び指導要領により1年生から6年生まで一貫した英語授業を実施します。外国語指導者招致事業におけるALTの活用については、新学習指導要領におけるコマ数の増加に伴い、令和元年度はALTを2名増員し6名での指導体制で、引き続き英語授業の強化を図ります。

次に(6)「大幡教員住宅施設の整備」では、東部交流要綱の改正とともに住宅の確保の状況が緩和されたことを受けまして、他の有効な利活用の方向性を検討する中で施設の整備を図ります。

次に(7)「適応指導教室の整備」では、これまで不登校児童生徒の支援を担う目的で県が「都留こすもす教室」として運営してきた施設ですが、今後各市町村に運営が委ねられる施策の中で市が直接運営する適応指導教室として細かい体制づくりを



推進していきます。

次に（８）「学校給食事業の推進」では学校給食費においては、学校給食法に基づき保護者負担としているところですが、他市町村に比べ低い単価での提供してきたところ、消費税率の間接的な経費増もあり、給食費の改定が必要とされています。保護者への負担を軽減しながら安全安心で充実した学校給食の提供が続けられるよう体制の見直しを推進いたします。

次に（９）学校施設の整備（非構造部材耐震改修工事の実施）では、安全、安心な教育環境を整備するため、学校施設の非構造部材（天井、照明、窓ガラス等）の耐震化を実施してきましたが、令和元年度の工事を含め進捗率は90%であります。なお、未実施校は附属小学校のみとなり、校舎裏において県の急傾斜地崩壊対策工事の終了をもって実施となるため今年度の予算計上は行ないません。

次に２つ目の「地域の教育力を高める生涯学習の推進（生涯学習の推進、スポーツの振興、文化・芸術の振興）」では4つの事業項目を定めました。

3ページをご覧ください。

まず、（１）「のびのび興譲館事業の推進」では市内の大学、地域との連携に努め、地域のジュニアリーダーとして活躍できる人材の育成を図るために「のびのび興譲館」の内容を検討し、充実を図ります。

次に（２）「健康ジムの活用と各種スポーツの振興」では、市民の健康増進に寄与することはもとより、高齢者が身体機能を維持し、健康寿命を延ばすことを目的に、開設した健康ジムの活用を進めるとともに、各種スポーツ教室の充実を図ります。また、オリンピック・パラリンピック大会の開催に合わせ、フランスのバドミントン選手の事前合宿の受け入れと交流事業等を検討します。

平成28年度から計4回開催するロードレース大会の開催内容を踏まえ、第1回となるハーフマラソン大会の準備を進め、より多くの参加者が集う大会を目指します。

次に（３）「学び・まちづくりの交流拠点の充実」では、生涯を通して学び、充実した生活を送ることを目指す「生涯活躍のまち・つる」の推進に向け、生涯学習の拠点となる、まちづくり交流センター、公民館における各種活動を充実させるとともに、市立図書館・ミュージアム都留などと連携し、情報提供の充実に努めます。

最後に（４）「社会教育・社会体育施設の計画的な改修・設備の更新」では、平成14年完成のやまびこ競技場は3種公認のため、レーン等の大規模改修を平成29年度から着手しているところですが、5か年計画での整備を着実に進めていきます。また、平成8年オープンの都の杜うぐいすホールの設備の老朽化が進んでおり、計画的に設備の更新を進めます。その他の施設につきましても、策定する長寿命化計画や個別施設計画に基づいた施設・設備の計画的な改修・更新に努めます。

以上が令和2年度に向けての予算方針となります。

説明は以上でございます。

○議長（総務部長）

それでは、ただいま説明が2つありましたが、この件につきまして意見交換を行いたいと思います。ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○白戸委員

基本目標1、生きる力を育む学校教育の推進の（2）小中学校ICT教育環境の整備ということですが、来年度以降のデジタル教科書等ICT教育環境の整備について、具体的にどの程度の環境を想定しているか教えていただきたいです。

○学校教育課長

まずは、ハード的な部分は、第一段階について整備されていると認識しています。今後は、どのようなソフトウェアを使うのかについて検討していきます。実際に検証は始めていますが、今後はソフトウェアの利用方法について研究し、充実していきます。

○議長（総務部長）

よろしいですか。

○白戸委員

分かりました。

○議長（総務部長）

他に意見ご質問等ありますでしょうか。

○三枝委員

ICTについて、もう一点、お尋ねします。これからの学習は、主体的な深い学びが求められています。主体的で多面的な学びに向け、子ども用デジタル教科書を活用していく時代になっていくと思いますが、それまでに学校がICTの整備をしていく必要があります。

現在、文部科学省の調査によりますと、パソコン一台につき

5.6人くらいであり、目標は3.8人とされています。県単位や市町村によっては、1.8人から7.9人と幅があると聞いています。資料にあるように電子黒板の設置などICT環境の整備が前進していると思うところではありますが、現在の都留市のパソコンの保有情報を教えていただきたいと思います。

○学校教育課長

各校に何台あるかについて数字は、現在、資料が無いので、分かりませんが、各学校各クラスがパソコン教室で使用できる量は、確保できています。1クラス分30台から40台の単位で整備はしています。

○三枝委員

色々な予算が求められ、大変だとは思いますが、これからの時代を考えた時に、パソコンを使って、子どもたちが自由に書き込むことや、授業等においても、教師と子ども同士が情報を共有できるような体制に一步でも近づけるような整備をお願いしたいと考えています。

○学校教育課長

国からは、タブレットなど1人1台の整備が示されていますが、都留市含めて程遠い状況となっています。最終的には、1人1台タブレットを使用し、パソコン、電子黒板を使い授業展開できるような学習を目指し整備を進めていきたいと考えています。

○市長

電子黒板は、各教室ではなくて、フロア毎に1台から2台の配置の認識でよろしいでしょうか。

○学校教育課長

現状では、各フロアに整備しており、規模によって1台乃至2台の整備となっています。

○市長

もう一点、エアコンの設置についてですが、今後、国又は県からの補助金等はありませんか。

○学校教育課長

本年度は、1年のみの特例交付金を活用しています。今後は、通常の学校施設環境改善交付金や、他の学校整備に係る補助金を従前のおり活用していく予定です。

○市長

今回の特例交付金については、政府が発表していたので期待していましたが、予想よりも交付額が少なかったように感じま

す。

○総務部長

エアコン整備の完了時期は、いつ頃になりますか。

○学校教育課長

子どもの授業に支障がなく、安心安全に施工出来るように、来年2月までを工期としています。

○小俣（和）委員

このエアコンは、冷房の他、暖房も完備されているのでしょうか。

○学校教育課長

冷房も暖房も調整できる空調設備となっております。

○議長（総務部長）

他にご意見ご質問等ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（総務部長）

無いようですので、それでは、令和2年度教育関連予算については、提案のとおりとし、市といたしましても「令和2年度市政運営の基本的な考え方」に基づき、今後、予算調整していくこととしますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（総務部長）

異議なしと認めます。

それでは、提案のとおりといたします。

#### 【議題（2）「次期「教育大綱」の策定について」】

○議長（総務部長）

次に、「（2）次期「教育大綱」の策定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

進め方としましては、教育大綱が教育振興基本計画を基本としていることから、まず、学校教育課長から教育振興基本計画の概要について、説明いたします。その後、『次期「教育大綱」の策定』について、事務局から説明いたします。

それでは、まず、学校教育課長から説明をお願いします。

○学校教育課長

資料4をお願いします。都留市教育振興基本計画の策定について説明いたします。

まず、教育振興基本計画の根拠法令については、「教育基本法」の

「第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。」という規定となっております。

第 2 項では「地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」という規定になっています。努力規定ではありますが、本市においては、策定をしております。

参考までに教育大綱につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 1 条の 3 において、「地方公共団体の長は、大綱を定めるもの」としています。

第 2 項において、「総合教育会議において協議するものとする。」と定めております。

資料にイメージ図を作成してございます。国の教育振興基本計画、県の教育振興プラン、これに基づいて教育大綱、振興基本計画を策定していくものとなっております。当然、都留市の長期総合計画とリンクしていく中で、「都留市学校教育の指針」及び「都留市スポーツ振興計画」に網羅されている形となります。

なお、県から子ども読書活動推進計画や生涯学習推進計画など、定めるように助言されていますが、そのうち、生涯学習推進計画は、「都留市教育振興基本計画」の中に網羅されているものとし、子ども読書活動推進計画については、来年度以降に策定となっておりますので、今回策定する教育振興基本計画の中に入れていくのかは、今後検討となっております。

次のページをお願いします。

策定までのスケジュールとして若干前後しますが、策定委員会の設置が 11 月以降、設置要綱の整備が 10 月、教育委員会からの諮問を 11 月、基本計画の審議を 11 月～2 月 3 月にかけて、パブリック・コメントを 2 月策定委員会からの答申を 3 月、基本計画の策定を同じく 3 月とおおよそのスケジュールを掲げております。

策定委員会についての審議内容につきまして、第 1 回から第 4 回までの 4 回を計画しております。審議内容は右に書いてあるような形の中で審議を進めていき、最後を答申にしていくという形となっております。以上になります。

○議長（総務部長）

それでは、次に、『次期「教育大綱」の策定につきまして』、企画課

長より説明をお願いします。

○企画課長

それでは、資料3をご覧ください。

教育大綱につきましては、「1. 目的」に記載のとおり、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針として、平成27年12月に策定をいたしました。

先ほど、学校教育課長より説明がありました、教育振興計画は、平成27年4月に先に策定されております。教育委員会が定めた「都留市教育振興基本計画」の目標や施策の根本となる基本方針を、本市の教育、学術及び文化の振興に関する大綱として位置づけ、これに、基本計画に無かった、大学連携の要素を基本方針に追加して、「都留市教育大綱」を策定しました。

この大綱の計画年度が今年度を以て終了することに伴い、同じく、計画年度が終了する「教育振興基本計画」と整合を図る中で、今回、新しい教育大綱を制定するものでございます。

「2. 法律上の位置づけ」であります、ここには、「教育大綱」と「教育振興基本計画」の違いをまとめてございます。

まず、教育大綱につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、策定主体として、総合教育会議にて協議したあとに、地方公共団体の長である市長が定めることになっております。

次に、策定方法は、国の教育振興基本計画を参酌する中で、また、山梨県の教育振興基本計画とも整合性を図る中で、地域の実情に応じて策定することとなっております。

教育振興基本計画につきましては、先ほど、学校教育課長より説明をされたところですが、こちらは、「教育基本法」に基づき、地方公共団体が策定するものとなります。

また、大綱との違いは、大きな違いは、教育振興基本計画は努力義務であります、大綱は義務付けとなっている点であります。

次に、「3. 教育大綱策定の考え方」につきましては、記載の通りであります、(1)に、冒頭で申し上げた、教育大綱の定義が記載されております。(2)は、策定方針で申し上げた国の教育振興基本計画を参酌しつつ、策定するという旨が記載しております。(3)は、計画年度は、今後、教育委員会が策定する「都留市教育振興基本計画」の計画年度と整合を図ることが大前提となり、国の計画が5年、県が5年の計画ということから、また、市長の任期が4年ということから、調整していきながら5年程度を想定しております。(4)は、教

育大綱は、法に基づき、この総合教育会議の場において、教育委員と市長が協議をしたうえで、市長が定めることになっております。次の後ろのページになります。

「4. 教育大綱の構成（案）」でございますが、「現教育大綱と同様に、今後策定を予定している新しい基本計画を参酌し、整合を図った上で、策定の趣旨、計画年度、基本理念、基本目標、基本方針等を掲載するもの」としてしております。基本的な構成にあたっては、現在の教育大綱を継承する形をとりたいと考えております。

現行の大綱につきましては、参考としてお配りしております、「都留市教育大綱」をご覧くださいければと思います。

1 ページをお願いいたします。こちらには、はじめとして、都留市の教育分野に関わる現状などを記載しております。

2 ページには、大綱策定の趣旨として、法的な位置づけ、教育振興基本計画などの説明を記載しております。

3 ページをお願いします。こちらには、大綱の期間、計画年度を記載しており、現状5年間の本年度までと定めております。また、大綱の概念図として、基本理念、基本目標、基本方針を掲載しております。こちらは、基本的には教育委員会が定めた「教育振興基本計画」から抜粋であります。

4 ページをお願いします。こちらには、基本計画にはない「基本方針 11、市民の教育向上に資する大学の知的資源の活用」を追加し、教育大綱としております。

追加された部分につきましては、8 ページに具体的な説明がありますので、8 ページをお願いします。基本方針 11 は、平成 27 年度に「都留市教育振興基本計画」が策定された後に、平成 27 年 10 月に市内の 3 つの高等教育機関である都留文科大学、健康科学大学看護学部、県立産業技術短期大学校が集まり、大学連携を目的とした、大学コンソーシアムつるを設立したことなどから、この基本方針 11 を追加したものであります。

今回は、今後策定を予定している教育振興基本計画の中にも、大学連携についての記載も検討していただければと思っております。

資料 3 の 2 ページにお戻りください。「5、今後の予定（案）」になりますが、「教育振興基本計画」との整合を図る必要性から、教育委員会と連携しながら策定に取り組む必要がございます。

今後の予定であります。令和 2 年 1 月に、教育委員会から「教育振興基本計画」の素案の提示をいただき、これをもとに、「教育大綱」の素案をまとめてまいります。この素案を第 2 回総合教育会議において、ご協議いただきます。その結果をとりまとめ、2 月から

3月にかけて、教育大綱の素案について、市民からご意見をいただくため、パブリック・コメントを実施する予定であります。パブリック・コメントについては、教育振興基本計画と合わせて実施することになるかと思っております。その後、3月にパブリック・コメントのご意見を反映する中で、第3回目の総合教育会議において、決定し、公表する流れになります。

以上で説明は終わりますが、教育大綱は、教育振興基本計画と連動していることから、教育委員会と密に連携する中で、策定に取り組んで参りたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。以上となります。

○議長（総務部長）

それでは、ただいま説明がありましたが、皆様から、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○総務部長

資料によりますと、来年4月から教育振興基本計画と教育大綱共にスタートするとなっておりますが、これによろしいでしょうか。

○企画課長

今年度、両方とも計画年度終了となりますので、来年度からスタートとなります。計画期間等については、調整しながら進めていきます。

○議長（総務部長）

何かご意見ご質問等ありますか。

（「なし」との声あり）

○議長（総務部長）

それでは「次期「教育大綱」の策定について」は、提案のとおりの方角性としていくこととしますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（総務部長）

異議なしと認めます。

それでは、提案のとおりといたします。

### 【議題（3）「大幡教員住宅について」】

○議長（総務部長）

次に、「（3）大幡教員住宅について」について審議いたします。学校教育課長から説明を求めます。

○学校教育課長

資料の5となります。教員住宅は、平成2年度に建設した深



田教員住宅、平成8年度に建設した大幡教員住宅の2施設がございませう。その建設の目的は、東部交流による「教員」の確保と、その教員の「住宅」の確保にありませう。東部交流は、富士・東部地域に定住する教員が少なく、地域の教員を確実に確保することを目的に県教委が制度化したもので、新採用教員は、赴任する学校の学区内、若しくは該当市町村の教員住宅に仮宿しなければならないという縛りのもとで、教員住宅はどの地区にも必要なものでありませう。

また、新採用教員以外においても、この制度の下で他の郡市から異動となる教職員にとって、年度末の、非常に慌ただしい期間に居住する場所を確保することは大きな負担となる中で、大変有意義な役割を果たしてきています。しかし、交通状況の変化を受けて県の東部交流要綱が改正され、新採用者に規定されていた学区内及び当該市町村への仮宿の縛りが緩和されました。大幡教員住宅については、もともと給湯設備に弱みというかがありまして、令和元年をもって供用を停止いたしまして、教員住宅以外の用途を模索しながら有効に利用できる方策を庁内で検討するとともに、施設の改修、給湯を始めとした改修を実施していくことを予定しております。

庁内に大幡教員住宅利活用ワーキンググループを設置し、まだ結論には至っておりませんが、そこにお示しのとおり子育てをしている方々への支援、また、市外から子育て世帯の転入を目的とした住宅としたらどうか、母子又は父子世帯を支援する住宅としたらどうか、上記以外で、有効に利用できる施設を考えたらどうかなど様々な意見が出ています。ワーキンググループ員が意見を出していますが、紹介しますと、「大学生向けの住宅」、「中高年齢者のシェアハウス」、「民間事業者に貸与又は売却」、「教員住宅のまま存続」など様々な意見が出る中で、現在、ワーキンググループで議論しているところでありませう。

ワーキンググループでは、部屋の中を実際に見てもらい、感想として、元来、単身世帯用の教員住宅として整備していますので、世帯向けでは少し狭く、二部屋を一つの部屋に改修したらどうかなどの意見も挙がっています。しかし、改修するには多大な費用も想定されますので、公営住宅法によらない住宅や、または教員住宅、一部教員住宅とする存続も含め、これまでと違った用途について検討しているところでありませう。

以上です。

○議長（総務部長）

それでは、ただいま説明がありましたが、皆様から、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○市長

今回は、大幡教員住宅についての議題となっておりますが、他の市営住宅も空き室があり、子育て支援として、子育て世帯への家賃助成を実施しています。大幡教員住宅の用途変更も、これと合わせた政策を検討出来ませんか。

○教育次長

ワーキンググループには、建設課の公営住宅の担当職員もいるので、そこで合わせて検討しています。また、細かいところまでは分かりませんが、子育て支援等についても公営住宅を考慮した上で検討をしていると聞いています。

○市長

二つの部屋を一つの部屋に改修するのではなく、子育て世帯を対象とした内容にしたらどうでしょうか。いずれにしろ、不具合のある給湯器は改修しなければなりません。また、都留市立病院の看護師などが入れるような検討もしてもらいたいと考えています。

○学校教育課長

看護師の話は、伺っているのでワーキンググループで話し合いたいと考えています。

○総務部長

補足しますと、市営住宅の入居者のうち、子育て世帯に対しては最大2万円を上限に家賃の半分を補助している制度があります。

現在、市営住宅の入居率は7割に達していません。空いている市営住宅も多い状態でありますので、子育て支援住宅などもワーキンググループで検討しており、大幡教員住宅としても看護師宿舎としても活用を考えているところであります。

○学校教育課長

今回、入居する教員がいないので、大幡教員住宅の用途見直しが挙がってきたのではなく、公共施設の有効活用について検討しているものとなります。

なお、教育委員会としては、他の用途で利用しながら、引き続き教職員も仮宿が可能な施設となるよう提案していきたいと考えております。

○市長

都留市の場合は、市内にアパートも多いことも考慮し、貧困

や子育てに向けた政策と合わせて進めていきたいと考えています。

○白戸委員

教員の需要が無くなってきたということでしょうか。

○学校教育課長

確かに、以前に比べ需要が少なくなってきておりますが、潜在的には需要があると考えております。また、給湯器の不具合により定住に繋がっていないのが現実です。

○三枝委員

以前は、大幡教員住宅に外国語を指導してくれていますALTの先生方が住んでいたと聞いております。現在、ALTの先生は、深田教員住宅、若しくは民間アパートに住んでいるのかを教えてください。

○学校教育課長

ALTについては、現在、教員住宅には住んでおらず、民間アパートを借りるなどして、学校に勤務していると伺っています。

○小俣（洋）委員

深田教員住宅の入居状況はどのようになっていますか。

○学校教育課長

深田教員住宅は、単身用、世帯用両方ありまして、4月1日現在で、15部屋中13部屋が入居されています。こちらは、世帯で入居でき、用途が違うことや、立地や部屋の広さなども相まって、利用率が高い状況です。

なお、大幡教員住宅については、教職員に対しては今年度末を以て退去するように説明してありますが、現在18部屋中12部屋が入居している状況です。

○議長（総務部長）

その他、ご意見等ありますでしょうか。

（「なし」との声あり）

無ければ、先ほど学校教育課長から説明がありましたように庁内ワーキンググループにおいて、今後の方向性を検討するという形でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（総務部長）

異議なしと認めます。

○議長（総務部長）

**【議題（４）適応指導教室の設置について】**

次に、「（４）適応指導教室の設置について」学校教育課長から説明を求めます。

○学校教育課長

資料6をお願いいたします。適応指導教室（都留こすもす教室）閉室に伴う本市の対応（案）について説明いたします。

都留こすもす教室は、平成5年度に総合教育センター内に適応指導教室として開設されたことが始まりであり、その後、平成9年度に葦崎こすもす教室が、平成10年度に都留こすもす教室、平成13年度には、石和こすもす教室が開設されてきました。

平成24年度の県の外部評価により、こすもす教室の県設置について、「見直しの必要性あり」と意見され、県設置による適評指導教室の閉室の方向性が出され、市町村での設置への移行を促すことになり、平成30年度末に葦崎教室、令和元年度末に都留教室、令和2年度末以降に石和教室の順次廃止ということが県の決定となっています。

令和元年度を以て、都留こすもす教室が閉室されるになり、本市の不登校児童生徒の居場所が無くなる状況を回避しなければならぬことから、本市が設置する適応指導教室について、来年度令和2年4月1日の開設を目指し、現在準備等に取り組んでおります。

また、現在、他自治体との共同実施を検討する中で、道志村は、これに賛同する旨のことを伺っております。

まず、教室の目的ですが、不登校児童生徒の保護者及び学校と連携を密にしながら、不登校児童生徒にとって「心の居場所」となり、仲間とのふれあいと学習補充への援助を通して、再登校できる意欲を持たせるとともに、社会的自立を促すことを目的としております。

対象は、小学校4年生から中学校3年生を想定しております。運営につきましては、開設場所は現在こすもす教室がある田野倉地内で毎週月曜日～金曜日の午前9時～午後4時を想定しています。

指導方針は、①から④まであり、「①状況に即した内容や方法による指導や支援を行う。②児童生徒や保護者の不安や悩みについて相談活動を行いながら、学校生活に復帰するために支援

を行う。③児童生徒の自立を目指して、自主的・創造的な活動ができるように支援をする。④人や自然との関わりを持つため体験活動を行い、コミュニケーションの育成を目指す。」としております。

次のページをお願いします。

現在は、県費職員として3名、内訳として教頭相当職1名、非常勤嘱託員2名が配置され運営されています。

来年度からは、指導担当職員は、非常勤嘱託職員（教員0B）2名を予定しており、必ず2名は、対応出来るような体制を予定しています。また、常勤は1名とし、もう1名は交代制を考えています。市で設置するにあたり、今まで学級担任は、こすもす教室での指導は出来ませんでした。今後は積極的に学級担任にも関わってもらい、学校との連携を密にしていく予定です。

また、市の設置となることから、都留文科大学の学生においてもSAT-Cの学生やボランティアの学生が、不登校児童生徒に対し、学習支援等行うことが出来ることにより、児童・生徒に大きなメリットがあり、大学生においても目標に前向きに自分の将来を考えるきっかけとなると考えております。

○議長（総務部長）

ただいま説明がありましたが、皆様から、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○市長

現在、こすもす教室で使用している施設の建物の耐震性はありますか。

○教育次長

プレハブ構造なので、現在の耐震基準に適合しているかどうかは、耐震診断の調査をしないと判断できません。

○市長

田野倉事務所の建物のうち、こすもす教室が入っている部屋は増築した部分であり、施設は新しいと思うので良かったと思います。2階が学童保育施設となっています。この建物は、以前、財団法人鉄道総合技術研究所から譲与されたものであります。

○総務部長

プレハブ構造なので、プレハブの基準があり、ある程度の強度があるのではないのでしょうか。

- 小俣（和）委員 学童保育であります。田野倉地区の保護者から、もう少ししっかりした施設を用意していただき、出来れば禾生第二小学校のホール等に設置して欲しいという声を聞いています。
- 市長 その件については、保護者等から陳情があり、約 650 人の署名があったので、把握しています。
- 総務部長 現在、こすもす教室は、何名いますか。
- 学校教育課長 現在 4、5 名の子どもたちが通っている状況です。人数については年々増加傾向にあります。
- 市長 山梨県が主体だったので大月市などの人もいたことから、全体の人数は多かったと聞いています。
- 総務部長 子どもの送迎は、保護者の方がしていますか。
- 学校教育課長 電車による通学もできますが、基本的に保護者の方が車で送迎していることが多いです。
- 市長 都留市から他市の教室に行っている人もいますか。
- 学校教育課長 都留市内の教室ですと、都留市民が行きづらい方もいますので、今後は、他市と協力し、協定を結ぶ必要もあると考えています。
- 市長 協定を締結するということですが、県が運営していた時と同じ方針で行いますか。
- 学校教育課長 まだ、他市の意向等を聞いていないので、今後の協議となります。
- 議長（総務部長） その他、意見質問等ございませんか。
- （「なし」との声あり）
- 議長（総務部長） 無いようですので、提案のとおりの方針といたしますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（総務部長）

異議なしと認めます。

それでは、提案のとおりといたします。

**【議題（５）学校給食費の公費負担について】**

○議長（総務部長）

次に、「５ 学校給食費の公費負担について」、学校教育課長から説明を求めます。

○学校教育課長

それでは資料 7 をご覧ください。学校給食費改定に伴う公費助成について説明いたします。

まず、前提としまして、公費助成を目的としているわけではありませんので、ご理解よろしくをお願いします。

本市の学校給食費は、平成 26 年度に、小学生 240 円から 255 円に、中学生 275 円から 290 円へと改定して以来、この金額を維持してきております。その金額は、県内でも保護者負担が低額で維持してきています。しかし、10 月からの消費税率の引き上げに伴う軽減税率以外の経費の上昇等々と平成 26 年からの諸物価の上昇等に鑑み、来年度の学校給食の実施にあたり、給食費を改定する必要がある時期になってきています。

本市の学校給食費の費用負担の基本的な考え方は、学校給食法等の法令に則り、保護者負担としており、これは黒丸に記載してある通りです。「義務教育は、これを無償とする」という憲法の理念について最高裁は、「授業料の他に、教科書、学用品その他教育に関わる一切の費用を無償とすると定めたと解することはできない」と判断しています。給食費は、学校給食法で生徒の保護者が費用を負担すると規定しています。

これに基づき多くの自治体は、保護者負担として行われておりますが、今般の学校給食無償化の動向を受け、無償化または一部助成を検討しているところであります。

今回、給食費の見直しにあたり、公費で値上げ分の一部又は全部を助成はできないかという提案となります。参考となりますが、児童・生徒数 2,150 人につき、30 円を改定する場合は、年間給食数 190 回で約 1,230 万円、児童・生徒数 2,150 人につき 20 円を改定する場合は、年間給食数 190 回で約 820 万円の増額となります。

給食費への市補助金の有り無しについては、資料にありますとおり、黒丸の富士吉田市、忍野村は全額補助を 10 月から実施し

ています。西桂町は現在、検討していますが、従前から市川三郷町、早川町、身延町、丹波山村は、全額補助をしています。

一部補助は、道志村、西桂町、山中湖村、富士河口湖町、北杜市となっています。現在、韮崎市、北杜市については、全額補助について検討していると聞いております。

このような中で、現状としましては、今の金額からいくら上げれば充実した給食が提供できるかについて試算をしている最中であります。仮に20円若しくは30円増額となった場合、基本は保護者負担ではありますが、一部でも公費負担が出来ないかというところも財政協議等々を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（総務部長）

ただいま説明がありましたことについてご意見ご質問ございませんでしょうか。

○市長

町及び村については、対象者が少なく、財政負担は軽いと思いますが、13市の中で、全額公費負担としているのは、富士吉田市だけとなっており、これは、ふるさと納税が財源と聞いています。そういうものがなければ、全額負担は難しいですし、受益者負担の面から見ても、保護者に負担していただく必要があると考えています。

資料によりますと、小学生は255円と平均と比べ低いとされていますので、改定の上げ幅を抑えれば、公費負担は無くてもしっかり良いのではないかと考えています。

また、他市の状況を見て、必要とあれば政策としてやっていますが、最初から値上げ分について、公費負担を強調すると、公費負担ありきで話が進んで行ってしまいます。他市は、子育て支援として、行っていると思いますが、無償化している市は、政治的判断だと考えています。現在、検討している北杜市については、どのようになっていますか。

○学校教育課長

北杜市は、現在、一部公費負担で運営していますが、全額負担を考えていると伺っております。

○市長

全額を公費負担とすると、毎年、数億円の予算規模となってしまいます。

○総務部長

給食費の額は、どこで決定していますか。



- 学校教育課長  
給食会という理事長を教育長とする別組織があり、PTA代表者や校長会、教頭会の代表者を集めて、給食費を決めています。
- 総務部長  
給食の充実化を目的とするのであれば、先ほど市長が申したように、公費ありきではなく、順番としては、給食会で給食費を決めてから、公費負担を議論すべきではないですか。
- 学校教育課長  
今回は、給食会において、具体的な金額は決まっていますが、平成26年度から給食費を据置にしてきたことや消費税が上昇していることなどを踏まえ、今後、給食費を上げなければならない状況ということ、総合教育会議においてご理解していただくことを目的に今回提案させていただきました。  
なお、栄養価などはしっかりと法律に基づき、栄養士が管理し、問題のない基準で提供しています。
- 小俣（洋）委員  
給食費は、食材のみで決めているのですか。または、給食会の人件費等その他も含んでいますか。
- 学校教育課長  
給食費は、食材のみで決めています。食材を保護者負担とし、施設維持費、人件費等については、市が負担し運営しています。
- 小俣（洋）委員  
金額を上げないことにより、どのような影響が出ますか。
- 学校教育課長  
平均物価の上昇などもあり、金額の引上げは避けられないと考えています。
- 遠山委員  
給食費の徴収について、東京などでは給食費を払っていない人の分を払っている人が負担しているなどを聞きますが、都留市において、そのような事例はありませんか。
- 学校教育課長  
都留市では、徴収率が99.8%となっており、若干の滞納者はおりますが、その方々へは督促するなど対応はしています。現状、日々の徴収は学校、教頭先生中心で行っています。  
また、今後、市において徴収を行うことの検討や公会計対応などの検討も始めています。

○議長（総務部長）

その他、ご意見ご質問ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（総務部長）

それでは、この件につきましては事務局より、公費による負担と提案されましたが、基本的には保護者負担とすることとし、今後の他市の状況を見ながら研究・検討をしていくものとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（総務部長）

異議なしと認めます。

#### 【議題（6）その他】

○議長（総務部長）

それでは、「（6）その他」となりますが何かございませんか。

○市長

学校の適正規模・適正配置の検討状況はどうなっていますか。

○学校教育課長

準備会から審議会に移りまして、既に3回会議を行いました。1回目及び2回目については、都留市の学校の生い立ちを踏まえ、考え方などの整理を行い、前回の3回目からは、様々な意見を出してもらう形にシフトしてきています。

会議では、最初、ある地域の方から「自分の地域から学校は無くさないでほしい」という意見が出ていましたが、最近では、「市の財政上の課題や人口減少を見据えて、検討した方がいいのではないか」という意見が挙がるようになってきています。会議の中では、子どもたちを優先し、一番に考えて議論していくことが重要であり、この点については、共通認識として、確認が来ています。委員さんが思っていることと、子どもを優先することで、折り合いをつけ、答申をまとめていきたいと話し合いを続けています。

答申までは、2年間の予定であるので、無理に今年度中ではなく、引き続き、意見を出し合って協議していきたいと考えております。以上です。

○小俣（洋）委員

来年度の旭小学校の入学生は、1人の可能性があるというこ

とを聞きましたが、個人の意見としては、この問題は「待ったなし」で進めていくべきだと考えています。

○市長

小学校が無くなると、その地区の過疎が進んでしまう恐れがあるなど、非常に難しい問題であります。審議会でしっかり考えていただき、答申を待ちたいと考えています。

○議長（総務部長）

その他ございますでしょうか。

（「なし」との声あり）

○議長（総務部長）

それでは、本日の議事については全て終了いたしました。皆様方には、会議運営につきまして、ご協力を賜りましたことを感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、事務局にお返しします。

○企画課長

ありがとうございました。長時間のご協議、ご苦労様でした。

#### **【その他（１）「下谷交流センター」及び「ゆいま～る都留」のオープンについて】**

○企画課長

それでは、次に、「４ その他（１）「下谷交流センター」及び「ゆいま～る都留」のオープンについて」、資料８になりますが、私から説明をさせていただきます。

ご存知の方もいると思いますが旧雇用促進住宅を改修し、「ゆいま～る都留」というサービス付き高齢者向け住宅がオープンいたしました。

旧雇用促進住宅をそのままリノベーション改修いたしまして民間の事業者が、国土交通省と市の補助金を受けながら、全てバリアフリーの部屋にして、エレベーターを設置し、80戸のサービス付き高齢者向け住宅にしました。冒頭の市長ごあいさつにもありましたが、現在7割が申込みを行い、56戸、58人の申込がありました。

9月21日に竣工となり、10月1日にオープンのイベントを開催させていただきました。資料に見取り図がありますが、委員の方も雇用促進住宅に入ったこともあるかと思います。緑色の下谷交流センターは、新たに市が設置した施設となっております。ここは、地域住民の福祉の向上や住民の交流を深めるための施設であり、誰でも使えるものとなっております。右側に

一階の背面図と2階の平面図がありますが、多目的ホールなどは誰でも使える交流スペースで、食堂もあります。こちらの方は6時半から17時まで火曜日・祝日・年末年始以外は自由に使い、ここを指定管理しているのもサ高住を運営しております株式会社コミュニティネットが一体的に運営しております。

また、運営に関しましては、社会福祉法人あすなろの会にお願いをして、福祉の方と連携をしながら進めております。2階には、「ゆりの里つる南」という小規模多機能型の居宅介護施設が入っております、こちらではデイサービスを中心に訪問や泊まりを一体的に提供する介護施設となっております。この施設があることにより、入居者の方々が移住してきても“身体の安心”を担保できるのかなと考えております。

また、10月1日からオープンしたカフェについては、設計段階から特色あるものにしていこうという方針により、タニタ食堂に監修をしていただき、健康に良い定食などを食べることができます。

その他、この施設を様々なイベントにご利用いただき、地域の方々との交流を深めていただきたいと期待しています。また、サ高住に既に市外から申し込まれた方は約40名となり、既に引っ越しをされている方もおります。

このサービス付き高齢者向け住宅というのは施設ではなく、自立型の住宅となっております。自分のことは自分で出来るアクティブな60歳以上のシニアが入居していますので、このような人たちの生きがい作りや、地域交流などが出来る施設となっております。

その一方で、日頃の地域間の移動手段ですとか病院の心配なども、大きな政策として、弱いところ強いところがあると思いますが、生涯活躍のまち・つる事業として推進しながら、もともと居住している地域住民も、豊かな暮らしできる施策として総合的に進めてまいります。説明は、以上となります。

何かございますでしょうか。

○小俣（洋）委員

（下谷交流センターの）指定管理については、出しているのでしょうか。それとも、もらっているのでしょうか。

○企画課長

こちらの施設の管理については、指定管理料はなく、納付金等も予定しておりません。設管条例の中で、使用料の上限を定めてはおりますが、指定管理者の判断で、取ることも取らない

ことも出来ます。下谷交流センターは、サ高住と一体で使うことで市及びサ高住の運営事業者においても、双方にメリットがあります。

なお、施設の2階に、福福連携として、「ゆりの里つる南」を誘致したのが、サ高住の運営事業者でありますし、一体型で使っていていただく中で様々なメリットがあり、またデメリットも出てくるかもしれません。その都度必要に応じて、市と協議していきながら一番良い手法を考えていきたいと考えております。

○市長

住所地特例について、都留市に移住する前に住んでいた自治体とのやりとりについてどうなっていますか。

○企画課長

本人が転出手続きをする時に、転出前の自治体に移住する方が都留市のサービス付き高齢者向け住宅に行く旨の情報が分かれば、本人が手続きを行うことにより自治体等が発行した保険証をそのまま使うことになるのですが、当然、初めての方が多いため、手続きなどを忘れてしまっているという話は、聞いております。

今後は、サ高住の事業者の方に、入居者に対し、正確な情報を伝えるようお願いしたいと考えております。

○市長

サ高住が始まったばかりですので心配な点もありますが、とても重要な施策でありますから、しっかりと対応してください。

○企画課長

今、住所地特例の話が出ましたが、サービス付き高齢者向け住宅とは、転入前の自治体が福祉や医療について負担をしていただけの特例な制度となります。サービス付き高齢者向け住宅に入居するにより、入居者も安心して住み続けられ、その中で住宅として都留市のサ高住を選んだということは、本市にとっては、住民が増加するメリットがありますので、今後も総合的に施策として推進していきます。

○市長

しっかりした運用ができるよう対応してもらいたいと考えています。

○企画課長

分かりました。

その他、よろしいでしょうか。

(「なし」との声あり)

**【その他(2) 第4回リニアと翔る都留ロードレース大会について】**

○企画課長

それでは、「(2) 第4回リニアと翔る都留ロードレース大会」につきまして教育次長からお願いします。

○教育次長

資料9をご覧ください。リニアと翔る都留ロードレース大会につきましては、健康寿命の延伸及び地域の活性化を目的に市民参加型の大会として「道の駅つる」周辺の道路をスタート・フィニッシュ地点として、11月17日に第4回大会を開催いたします。

今回も前回に引き続き、一般男女別で39歳以下、40歳代、50歳代、60歳代に区分して参加を促すとともに、新たな試みとしまして、仮想ランナー賞の授与を計画しております。

資料9の最初に記載されていますが、10月8日現在のエントリー人数は、申込件数758件、申込人数829人となっております。申込の締切りは、10月18日となっており、残り一週間程度となります。皆様の身近のご知り合い等に声掛けをいただけたらありがたく思います。

また、大会開催にあたりましては、多くの市民の皆様にご参加いただくとともに、市内外から多くのランナーの参加が予想されますので、温かい支援とご協力をお願いいたします。

また、第5回目となりますが、来年度開催予定の第5回ロードレース大会につきましては、現在、ハーフマラソンを計画しております。現在、警察とコース等の検討を行っており、開催に向け協議をしております。引き続き皆様の協力をお願いいたします。

以上です。

○市長

目標している定員まで、あと170人なので、引き続き周知やPRをお願いしたいと思います。

○教育次長

昨年度の参加数は、952名、一昨年は557名となっており、あと一週間で1,000人に行ければと思いますので、是非、お知り合い等への声掛けをよろしくお願いします。

○企画課長

その他、最後に皆様から何かございますか。

(「なし」の声あり)

○企画課長

それでは、本日の日程が無事終了いたしました。

委員の皆様方、大変ご熱心に、ご協議をいただきまして、ありがとうございました。以上で、会議を終了させていただきます。

お疲れ様でした。

(午後 3 時 20 分閉会)